

## 令和3年第9回本部町議会定例会会議録

|                      |           |           |          |
|----------------------|-----------|-----------|----------|
| 招 集 年 月 日            | 令和3年9月14日 |           |          |
| 招 集 場 所              | 本部町議会議場   |           |          |
| 開 閉 会 日 時<br>及 び 宣 言 | 開 議       | 令和3年9月21日 | 午前10時00分 |
|                      | 閉 会       | 令和3年9月21日 | 午後2時23分  |

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名                      欠 席 1 名                      欠 員 0 名

| 議席番号 | 氏 名     | 出席等別 | 議席番号 | 氏 名     | 出席等別 |
|------|---------|------|------|---------|------|
| 1    | 仲 程 清   | 出    | 9    | 仲宗根 須磨子 | 出    |
| 2    | 長 濱 功   | 〃    | 10   | 崎 浜 秀 昭 | 〃    |
| 3    | 山 川 竜   | 〃    | 11   | 比 嘉 由 具 | 〃    |
| 5    | 松 田 大 輔 | 欠    | 12   | 座間味 栄 純 | 〃    |
| 6    | 真 部 卓 也 | 出    | 13   | 喜 納 政 樹 | 〃    |
| 7    | 伊良波 勤   | 〃    | 14   | 具志堅 勉   | 〃    |
| 8    | 具志堅 正 英 | 〃    | 15   | 松 川 秀 清 | 〃    |
|      |         |      |      |         |      |

※ 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 12番 | 座間味 栄 純 | 13番 | 喜 納 政 樹 |
|-----|---------|-----|---------|

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

|             |         |             |         |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 町 長         | 平 良 武 康 | 副 町 長       | 伊野波 盛 二 |
| 教 育 長       | 知 念 正 昭 | 会計管理者兼会計課長  | 上 間 辰 巳 |
| 総 務 課 長     | 仲宗根 章   | 企画商工観光課長    | 屋富祖 良 美 |
| 住民課徴収対策班長   | 新 垣 邦 彦 | 住民課課税班長     | 玉 城 慎   |
| 福 祉 課 長     | 大 城 尚 子 | 子育て支援課長     | 安 里 孝 夫 |
| 健康づくり推進課長   | 平安山 良 信 | 建 設 課 長     | 宮 城 忠   |
| 農 林 水 産 課 長 | 松 本 一 也 | 上 下 水 道 課 長 | 知 念 毅   |
| 教育委員会事務局長   | 有 銘 高 啓 |             |         |

※ 本会議に職務のため出席した者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 上 原 新 吾 | 主 任 主 事 | 宇茂佐 隼 人 |
|---------|---------|---------|---------|

# 議 事 日 程

9月21日（火）4日目

| 日程番号 | 議案番号   | 件 名                                                  |
|------|--------|------------------------------------------------------|
| 1    | 議案第54号 | 動産の買入れ契約の締結について<br>(議案審議・採決)                         |
| 2    | 議案第55号 | 工事請負契約の締結について〈伊豆味小中学校屋内運動場改築工事<br>(建築)〉<br>(議案審議・採決) |
| 3    | 議案第56号 | 令和3年度本部町一般会計補正予算について<br>(議案審議・採決)                    |
| 4    | 議案第57号 | 令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について<br>(議案審議・採決)              |
| 5    | 議案第58号 | 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について<br>(議案審議・採決)             |
| 6    | 議案第59号 | 令和3年度本部町公共下水道特別会計補正予算について<br>(議案審議・採決)               |
| 7    | 議案第60号 | 令和3年度本部町水道事業会計補正予算について<br>(議案審議・採決)                  |
| 8    | 報告第2号  | 決算審査特別委員会委員長報告                                       |
| 9    | 議案第61号 | 令和2年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について<br>(議案採決)                   |
| 10   | 議案第62号 | 令和2年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について<br>(議案採決)             |
| 11   | 議案第63号 | 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい<br>て<br>(議案採決)        |
| 12   | 議案第64号 | 令和2年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について<br>(議案採決)              |

| 日程番号 | 議案番号   | 件名                                                      |
|------|--------|---------------------------------------------------------|
| 13   | 議案第65号 | 令和2年度本部町水道事業会計決算認定について (議案採決)                           |
| 14   | 議案第66号 | 本部町教育委員会委員の任命同意について (議案審議・採決)                           |
| 15   | 議案第67号 | 過疎地域持続的発展計画の策定について<br>(議案説明・議案審議・採決)                    |
| 16   | 議案第68号 | 本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の<br>制定について (議案説明・議案審議・採決) |
| 17   | 選挙第3号  | 本部町選挙管理委員会委員の選挙 (選挙)                                    |
| 18   | 選挙第5号  | 本部町選挙管理委員会補充員の選挙 (選挙)                                   |
| 19   | 意見書第2号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める<br>意見書 (議案説明・議案審議・採決)    |
| 20   | 意見書第3号 | 「日台関係基本法」制定を求める意見書<br>(議案説明・議案審議・採決)                    |
| 21   | 意見書第5号 | 赤土等から自然環境や生活を守る対策の強化を求める意見書の提出<br>について (議案説明・議案審議・採決)   |

○ **議長 松川秀清** これから本日の会議を開きます。 開 議（午前10時00分）  
日程に入る前に教育委員会から報告があります。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** おはようございます。先週から学校現場でありました、コロナの陽性に伴うPCR検査の件について、先週ですね、1学年の件についてお話させていただきました。全て陰性だったということと。2年生の1クラスですね、2学年の1クラスについては、17日に検査キットを県のPCR検査チームが検査センターに持ち込んで、翌18日の午後に全て陰性だったという報告を学校から受けております。それで保健所のほうから、指示の下に、本日から2年生の1クラスは学級閉鎖ではなく、通常どおり学校の登校になっております。そのうちの6名は濃厚接触者として特定されておりますので、6名については自宅待機ということの報告を受けております。以上です。

○ **議長 松川秀清** 報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりでございます。

先日、議案説明を終了している議案については、議案の審議・採決を、追加議案については説明から行います。

○ **議長 松川秀清** 日程第1. 議案第54号 動産の買入れ契約の締結についてを議題とします。  
本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第54号 動産の買入れ契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第54号 動産の買入れ契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第55号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第55号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第55号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第56号 令和3年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 質疑いたします。

ふるさと納税代行業務、今、ヤフー検索サイトへの広告掲載で550万円という補正がついているかと思います。業者への委託料と純粋な広告料について伺いたいのと、あと何点かございます。目標の納税額、またテストマーケティングをしなかった理由についても伺いたいと思います。あともう一つ、効果測定ができるものなのかどうかというのを伺いたしたいと思います。

あと別の事業で伝統興行観光化事業についてでございます。観光文化フェスタの中止に伴う減額になっているかと思います。こちらは80%が県の補助になっているかと思いますが、例えばこういった事業を減額、中止になった場合、ウェブ上での新コンテンツの制作であったり、動画の制作であったり、またゲームの制作であったり、新コンテンツの制作をして情報発信や観光協会の財源の確保に、この機会につなげてみるというのがひとつあるのかなと思いますが、そちらのほうを伺いたしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 3番、山川議員にご説明をいたします。

ふるさと納税の件で4件というふうに捉えております。まず委託料、広告料でございますが、委託料と純粋な広告料ということで分けられて契約しているわけではございませんで、まとめて広告、そしてレイアウト、アドバイス等々を含めて計上されている予算で契約を予定しているところでございます。あとふるさと納税の全体の目標金額ということでございますが、ふるさと納税というのは、例えば税の徴収、給食料の徴収等とはちょっと違う性質がございまして、あくまでも善意の収入でございます。なので、例えば幾らを目標にしようという具体的な目標設定はしていないところでございます。ただ、大切な財源で、翌年度の予算を組む場合もある一定程度組みます。その予算は全年度並みを考えて予算組みをしておりますので、少なくとも前年度以上のふるさと納税をいただけるような策は組むように努力しているところでございまして、目標金額の具体的な設定はございませんが、前年度を上回るような策をとっているところでございます。

あとテストマーケティングということでございますが、従来から委託しております業者が五、六社ございますけれども、その報告ですね、例えばどのサイト、どのふるさと納税のメニューが多く見られて、結果このメニューが幾らつながりましたとか、そういったテスト、検証を毎年のようにやっているところでございます。それでどうしても広報の発信力というのが毎年の課題でございまして、二、三年ほど前は新聞広告にも載せた経緯がございましたけれども、所期のですね、あまり思ったような効果が上げられなかったというのがございました。今回、令和2年度で、前年度約3,000万円程度ふるさと納税が減ったということもございまして、新たなチャレンジと

しましてネットによる広告を打とうということでこれを企画したものでございます。このヤフー検索サイトへの広告につきましても、検証結果はその委託料に入ってきておりまして、何名の方が閲覧した等々が12月までですね、年明けにはその結果がこちらに報告が来るという契約をするところでございます。

あと効果でございますが、効果はこれからやってみてということになりますので、今回、こちらが2か月で約420万円程度表示されるであろうという推計が出ています。これはヤフーで見方によって上限するそうですけれども、大体これぐらいは見られるでしょうということですので、それがどれぐらいの本町のふるさと納税につながるかというのは、効果というのは終わってからまた出すということになります。以上です。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 3番、山川議員にご説明いたします。

観光文化フェスタ、観光興行観光化事業で500万円の減、議員がおっしゃるとおりコロナの影響で今回中止となっております。これに変わってきめ細やかな観光客受入体制事業ということで、今回観光協会のほうに観光ガイドツアー、このツアーをやろうということで案内の事務局体制の強化ということで、約212万円ぐらいですか、今回補正している分があります。以上です。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休憩（午前10時12分）

再開します。 再開（午前10時17分）

3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 では、休憩中に確認した内容について再質疑させていただきます。

目標納税額に関してですが、今回の補正予算の550万円をかけてどの程度、納税額として目標値があるのかということをお伺いしたいというところと、テストマーケティングに関しては、ヤフー検索サイトに限った広告掲載になっているかと思えます。同じような動画とか、静的な画像を、動かない画像を見せるときにSNSの広告もあるかと思えますが、こういったところを検討していないのか。また効果測定に関してはヤフー検索サイトから今広告を掲載して、そこからクリックをしてユーザーが納税してくれるという効果を測定できるのかということをお聞きしたいというところでございます。休憩中に細かく確認しましたので、そういったところでご理解いただけたらと思えます。伝統興行観光化事業に関してですが、今、きめ細やかな観光客受入体制整備事業にこの予算を切り換えてやっているという説明だったかと思えます。次年度以降、このコロナ禍の中どのような世の中になっているのか。というのは、まだ未確定な、不安定な状況にあるのかなと思えます。来年度も同様に祭り、イベントが中止になったり、様々なことがあるのかなと思っております。そのたびに地域経済の活性化という意味で町の魅力をどのように情報発信していくか。今課長も受入体制の面でしっかりやっていただいているというような説明があったとおり、観光客をどのように迎え入れて、どのように誘客をするのかというのは非常に大切になってくるのかなと思えます。私は情報発信、このコロナ禍の中だからこそしっかりと行って、いざ観光客が動くときにしっかり受入体制ができているというのが理想なんだろうなと思えます。

今はこの伝統興行観光化事業に関しては次年度以降のことも考えて、またイベントが中止になったりいろいろなことがあるかと思っておりますので、ぜひユーザー、遠くにいても分かりやすく闘牛が見られるような新しいコンテンツの制作というのをやっていただけたらと思っておりますので、この点に関しては町長の意見も、見解もお伺いしたいと思っております。最初の質疑は担当課のほうで、ぜひ新しいコンテンツの制作、情報発信や観光協会の財源確保につながるような、変わる新コンテンツの作成に関しては町長の見解を伺いたいと思っております。お願いします。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 3番、山川議員に説明いたします。

3点ございましたので、まず1点目の目標金額ということで、私、先ほど全体の目標金額を報告いたしました。今回550万円の費用をかけて、どれぐらいの目標を設定するのかということでございますが、目標というのは先ほど全体的なもので前年を上回るような努力をすると説明いたしました。550万円の費用をかけまして、例えばこれをペイするといいますか、出た分を歳入として受け入れる場合には経費等を除きまして1,100万円の寄附を受ければ、それから業者への委託料、そして返礼品、郵送料等を含めまして1,100万円の寄附をいただきますと、550万円の経費はそのままペイされるという形になります。

2点目のテストマーケティングの件でございますが、今回、ネットでの広告ということで課の中で協議をいたしました。その協議については、先ほど説明しました前年度よりも受入れが減ったためございまして、その策を検討してまいりました。その中でSNSの情報発信等は今回検討に入れませんでした。理由が、サイトが複数ありまして、専門業者で11月、12月に殺到してそのサイトを皆さん見に来られると。源泉徴収票を照らし合わせて自分の納税が幾らかというのがメインになりますけれども、その中で今回はその大手のサイトをどうにか活用できないか。その大手というのができるだけたくさんの方が、たくさん納税者が見に来る実績があるということでやりました。今回、もう既に受入れが終了している等々ございまして、一番、これをやれば効果が出る出ない、はっきりするだろうというのがヤフーですね、有名なヤフーのところをお借りしましてやってみようということになりまして、SNSは当初から検討はしていなかったということでございます。今後、この結果が出て、来年以降また検討に入る可能性はございます。

そしてこのヤフーから幾ら納税につながったかということで、3点目でございますが、これはヤフーのトップの右上に出ます。一番目立つところ。今までだと、もう少し料金の安いところだと1回クリックして、またクリックして入っていくということですが、これは右上に表示されますので1回クリックするとすぐ入れるということでございます。それを複数の市町村が、枠を委託しているところでございますが、これはふるさとチョイスというところに行きます。本町はふるさとチョイス、楽天、そして全日空、JTB、ふるさとナビという5者と委託の契約をしていますけれども、一番サイトが充実しているふるさとチョイスに飛ぶように設定をする予定でございまして、そこから本町のすぐホームページでぽんと返礼品が出てくると。ふるさと納税のお願いが出てくるということでございます。その受入金額でございますが、ふるさとチョイス

上で受入れになりますので、それがヤフーから入ってきたというのはそこでは、その方がヤフーから入ってきたというのは分からないという状況です。ただ、ふるさとチョイスの受入額が極端に上がった、伸び率が高かった等々があればヤフーが要因だろうという推測はできるところでございますけれども、ヤフーからふるさとチョイス、それからさらに納税につながったというのは追えない状況でございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 3番、山川議員にお答えいたします。

先ほど伝統興行観光化事業、次年度以降も中止ということがあればという話がありました。その点につきましては、先ほど議員からありました地域経済の活性化、あと受入体制、新しいコンテンツ、情報発信をできるだけ行っていきたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 山川議員の質疑にお答えいたします。

今年の施政方針演説の中で、初めてだと思うんですけども、マイクロツーリズムを我が町は新たに推進していきますというようなことで打ち出しました。多分、マイクロツーリズムを観光の新しい方向性として打ち出している地域は少ないんじゃないだろうかと思ったりします。その背景ですけれども、このコロナ禍の状況というのは元に戻るのには相当の時間がかかるだろうというように昨年から見えておりました。元の状況たるものは何かというと、インバウンドが船に乗ってどんどん押し寄せてくる。飛行機に乗って押し寄せてくるといったような、この状況というのは結構戻するには時間がかかるだろうと。だとするのであれば、近場観光、いわゆるマイクロツーリズムといったようなことを言葉を換えると近場の観光客をいかにリピーターとして迎え入れることができるのかと。それをイメージしておりました。まさしくそういう方向の中で着々と今動いているような状況でございます。SNSを使った情報発信はまだ始まったばかりでございますけれども、そういった体制を整えつつ、かつまた従前の新聞テレビというような情報媒体をも使いながら、できるだけ情報発信力を強化していきたいと思っております。コロナ禍のいわゆる緊急事態宣言が発出された後は少しばかり人を集めるといいますか、マスコミを集めるのも手を、遠慮している部分もありますけれども、可能な限り町の至るところにある情報というものを発信しながら、それが経済の価値に転換できるような体制をつくっていくといったようなこと。これはとても重要なことだところ思っております。おとといかりゆし市場に、午前中も午後も20分ぐらいずっととどまって客層を見ておりました。客層の全体の60%から70%ぐらいは町外、県外の町外を含めて、いわゆる中南部の方々、あるいはまた県外の方々であるというように見受けましたけれども、あと各町のそば屋さんですとか、あるいはミカンの里、ハーソー公園ですとか、各飲食へ訪れる客というものが、国内客というものがそこに訪れて、そこというものが生きがいからの財を、経済を稼ぐ拠点になればいいなところ思っております。かりゆし市場の話もしましたけれども、訪れる観光客がそこで物を買って、そこで経済を発生させる瞬間を垣間見るわけですが、相当のその町には生きがいからの稼ぐ拠点というのがありますので、議員がおっしゃ

るようにできるだけ情報発信を強化しながら、観光経済というのが町の経済全体を引っ張っていくというような体制をつくり上げていきたいとこのように思います。以上でございます。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 39ページをお願いします。委託料です。上から5行目、町民生活道路環境保全美化作業委託料ということでありました。この間もお話されましたが、その中で草刈りに関することのみをお話されていたかと思いますが、私、このごみを収集する場所、非常に執着している思いがあるんですが、そこで例えば子供たちの標語を用いての看板づくりとか、各15行政区、いろいろこれで悩まされているところが多いかと思うんですが、その予算の方向に使うてよろしいかどうか。1点だけお聞きしたいと思います。町長のほうで心豊かな我が町づくりというふうにうたわれておりますので、これも関連するかと思いますのでひとつ答弁を求めます。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 亜熱帯地域であるがゆえに、年中草が、雑草が繁茂する。沖縄全県下そうですけれども、那覇空港に降り立ったら、道をこうこう行ったら、那覇市内もそうです。中部もそうです。我が町もそうです。観光地にふさわしくないような形での雑草が生い茂っている。ついては新しい振興計画の中でも新しい道路をつくるといったようなことも重要だけれども、道路の景観を維持するような策を盛り込んでくれと言うようなことで新しい振計の中でぜひ盛り込んでくれるようにというように県のほうにも私から要望しております。そしてさらに先般、直接土木事務所に行って、所長と維持管理班の皆さんと議論しまして、県道、国道について皆さんのほうでできるだけのことをやってくれというようなことで、さらにこの最近、我が町も道路の草刈りなどをやってもらっている実情にあります。県の予算にも限りがあるというような議論もあります。そういったことを踏まえて、自分たちの地域の中で自分たちがボランティアとしてできる部分は自分たちも汗を流そうというようなことを考えました。そのために地域の集落の皆さんがボランティアで自分たちの地域は自分たちで、目の前の美化清掃ができるような、そういうできやすいような、ボランティアしやすいような環境予算の措置というように、そういったことで新しく予算措置をお願いしているところでございます。ですのでその辺町の単独事業でございますので、可能な限り要綱、要領の中で地域の皆さんがこの予算を使って仕事がしやすい、ボランティアしやすいというように形での使いやすさを検討しながらやっていきたいなとこのように考えております。いずれにせよ一般質問でもございましたけれども、自分のおうちの前、側の道は自分たちでしっかりしやすいような、そういう形で自らの地域の住民全体が、民度が高まらなければいけないとこう思っております。観光立県としておのこの個人の立場から、自分たちの地域は自分たちで美化景観して観光客を迎えるというようなそういう心構え、そういう空気感を町の中につくっていくということがとても重要なことだと思っております。この予算の中でみんなが動きやすいような環境をつくりたいとこんなことを考えているところでございます。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩（午前10時37分）

再開します。

再 開（午前10時37分）

14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 今、町長の答弁にもありましたが、観光文化の町、観光立県、立町でもありますので、その回答は重々分かります。それで私が先ほど申した、この町をきれいにするための看板づくり等にこの予算を充ててもいいかということですね。私、まだ区長とも話はしていないんですけれども、もし可能であれば、区長会などでも集まったときに話していただくと、草刈りの金額は間に合っているけど、ほかに充てたいということがあればということでの質疑でございます。もう一度お願いします。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 14番、具志堅議員にご説明いたします。

先ほど町長からありましたように、要綱等を十分精査しまして、目的は自ら住む地域をできるだけ自らボランティアの手で住みよい、そして観光客をきれいな町で受け入れようという趣旨がございますので、これに合致するように僕らもできる限り地域の要望に応えたいと思っていますので、検討させてください。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 11ページ、総務費、備品購入費です。今回車両を、公用車1台を買い換えるということですが、古くなれば買い換えるのは適時買い換えていくのはこれは問題ないということですが、購入するべきなのか、それとも今はリースなどの形式などもあります、備品としてこの車両を持ったほうがいいのか、リースにしたほうがいいのかというのを検討なさったのかどうかということと、実際現在、我々本部町役場の中で公用車が何台あって、何台リース契約されているのか、自己の備品として何台保有しているのかをお伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 13番、喜納議員にご説明いたします。

まず今回購入になっているが、購入、リース、どのような検討をしたかということですが、本町の基本的な方針としまして、車両につきましては購入というのがまずは基本ですね。それで全部一般財源で充てるのか、あるいは過疎債が使えるものもございますので、過疎債を使って後年交付税措置を受けるのか等々ございます。リースにするものは補助事業を受けられる事業がございます。例えばハブ咬傷の軽トラ等がそうでございます。補助事業の中で購入が認められていないのが今ほとんどでございますので、その場合、どうしてもこの期間は車両が必要であるということになった場合に、リースでの補助活用が認められるため、有効に活用するためにリースでやっているところでございますので、このような方法で分けているということでございます。今回は、職員のその事業にかかわらず、全職員が使うという車両でございますので、全部一般財源を充てるということでございますので、一括で購入をさせていただき計上をしております。続きまして、保有台数でございますが、現在65台保有してございます。こちらはリース車両、あるいはパッカー車、塵芥車ですね。バイクも含めてでございますが、65台町で所有しております。その中でリース等車両につきましては、申し訳ございません。今手持ち資料がなくて答弁で

きない状況でございます。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 これは購入するのが基本とおっしゃっていましたが、その理由としては財政上の問題なのか、例えば今、過疎債を充てたりとかいろいろありましたが、基本とおっしゃいましたが、どういった理由があるのかを教えてくださいたいと思います。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 13番、喜納議員にご説明いたします。

基本は購入でございますと、補助がないものにつきましては購入でございます。これは一般の借入れ、市中銀行から、あるいは振興資金等の現行から、振興資金から借入れをすることになりまして、まず交付税措置が一切ございません。なので借りた分は利率を含めて返すということでございます。例えば本町の財政が非常に厳しいと、単年で購入は厳しいというのであれば、借入れして後年利息を含めて返すという手もございますでしょうけれども、今一番、財政的に負担のない方法としまして、利率を後年負担するよりは一括で購入しようということでございます。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。6番 真部卓也議員。

○ 6番 真部卓也 予備費について伺いたいと思います。

予備費は今回、補正額1,900万円、理由としては6月の豪雨で被害に遭った道とかに使ったということですが、今後、全国的に線状降水帯とか、そういったもので大雨、長雨が続けている中で、やはりこういった道を土砂が覆ったりするというのは今後もっと増えてくるというのは予想されると思うんですよ。そういうのを早めに除去していかないと、生活道路であったり農道であったり、生活に影響が出てしまったりすることもあります。あと一般質問でもあったように、山川議員からあったように赤土の対策としても早めに土をどかしてあげるとするのは一つの手だと思いますので、今後この予備費について、今2,000万円ですか、ついているんですが、早急に対応できるようにこの予備費を今後増額する予定とかそういうのはあるのか伺いたいと思います。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 6番、真部議員にご説明いたします。

今回1,900万円超補正をお願いしているところでございますが、建設課から資料があったように、約2,600万円程度今回災害復旧で費用を使って支出しているところでございます。ちなみに過去の予備費の需用額を説明いたします。令和2年度で約1,600万円、令和元年度で400万円、平成30年度で2,100万円でございます。平成30年の2,100万円は台風24号25号の災害復旧に主に利用しております。議員おっしゃるとおり2,000万円で大丈夫なのかということでございます。当初予算を組む場合に、ここ近年事業が重なったこともありまして財政調整基金を取り崩しての予算組みを余儀なくされている状況でございます。加えて関係課から上がってくる事業についても今回幾つか上げていますけれども、決算を見てから考えましょと、保留している事業もございます。その中で予備費を上げる、例えば3,000万円、4,000万円とかに上げることも検討はいたし

ているところではございますが、当初予算を組むのに苦慮している中で非常に厳しく今のところ例年2,000万円組んでいるところでございます。その年の予算組みの中で組めるようでしたら、当然ながら予備費で組むこともございますが、先ほど申し上げました実績を踏まえまして2,000万円にしているところでございますが、今回1,900万円余り出ました。災害復旧では2,600万円程度出ましたので、当初予算の予算組みのときにこのことを念頭に置いて、十分検討して予算組みをしたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純 先ほど具志堅 勉議員の質疑にもあったんですけども、今回の美化作業委託料に関してですけれども、10万円の15行政区に使うてもらうということで非常にありがたい予算だと思っています。現状をちょっと話してみたいと思うんですが、やっぱり農道を含めて生活道路というのは地域に相当差があると思うんですね。住宅街であるとか中山間地になると個人個人の家の距離がかなり離れているということで、今いろいろ話があったんですけども、地域では自分のおうち、自分の家の門から100メートルぐらいは管理しましょうということで声かけ運動等はやっています。町長の話にもあったように自分たちの地域は自分たちできれいにするんだという気持ちの中でやっていますけれども、やっぱり渡久地であったり、この住宅街ですね、大浜区の東あたりに比べると、中山間地というのはどうしても距離があるということで、非常に地域では非常に苦慮している部分でもあります。そういう意味で今回コロナ禍でイベント事業等がかなりできなかったということもありますので、その辺の予算の配分をそういうものに使ってみるのも一つの方法かなとも思って今感じております。いつも僕も思うんですが、町長の話にもあったように、沖縄県は本当にこれだけの観光地として標榜している中で、やはり道路を通ってみると年中草ぼうぼうのところが多いなというのは常日頃から感じております。そういう意味でこの予算の使い方というのは非常に苦労している部分はあると思うんですが、特に北部地域は亜熱帯山林が多いということで、この道路管理に非常に苦労しているというのは分かるんですけども、この予算配分の仕方を考えながら、できるところは町内をしっかりと管理していくと、それが観光地としての一番大切な部分だとも思っていますので、この事業をぜひ継続しながら、そして地域にあった予算の組み方というものも今後検討して行ってほしいなと考えております。そういうことで今回コロナ禍で事業ができなかった分をそういったものに予算配分できるのかということをお聞きしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 イベントとか、あるいはまたコロナ対策の臨時交付金とかいろいろ事業立てして、そしてこのコロナの状況の中であるにもかかわらず、何とかイベントなどもその合間を縫ってやろうかといったようなことで予算措置をしたりもしますけれども、現実には緊急事態宣言が発出されてできなくなる、断念せざるを得なくなるというようなことが多々見られます、議員おっしゃるように。そういうことで一括交付金などで予算がじゃあ浮くかというようなことですけれども、それについてはより有効な金の使い方をしていこうというようなことで、別の事業

に厚みを持たせたりといったようなことで、一括交付金を不用にはしないというようなことで基本的に考えております。知っているとおりの、うちの町の財政については財政調整基金をコロナ対策といったような部分の中で1円たりとも切り崩しておりません。そういう状況の中で財政調整基金は何かのときにまた使っていかなければいけないですので、できるだけ既存の予算の中でここは使える事業について県の事業もそうですけれども、町の単独事業を節約するような形で予算事業を振り向けたりしているというようなことが現状でございます。さらに議員がおっしゃるように、必要な部分については先ほどもありますように集落の活力活性化というものについてはコロナ禍の状況であるからこそ、地域に住む集落単位の動きが、集落の皆さんができるように単独事業予算もまた別に考えながら対応していければと思っております。先ほど15万円という話がございますけれども、原則論のお話ですので、伊豆味地域だとか特別に大きな面積を有しているところについては、また別の考え方もあろうかと思っておりますので、その辺をまた要綱、要領の中で検討していきたいと思っております。そんなことでよろしいでしょうか。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 先ほどから環境美化の話については出ておりますけれども、せんだって私が質問いたしました。これについては町長先ほどからボランティアという話をしておりますけれども、まさにそのとおりでありまして、私がこの間質問したのは町でやりなさい、県でやりなさいという話じゃなくて、ボランティアの環境づくりをしていただきたい。ボランティアが動けるようなその環境づくりをしていただきたいというのが、私のこの間の質問でありますので、誤解のないようお願いしたい。

さらに今、議員からも話が出ましたけれども、美化については確かに地域差があると思います。都市地区と瀬底、伊豆味あたりとは地域差があると思いますので、そこら辺も加味しながら、考慮しながらやっていただきたいと。いずれにしてもボランティアが動きやすい環境づくり、これが大事だと思いますのでよろしくお願いしたいと思っております。町長、どうですか今の話は。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 まさに仲程議員と同じような視点に立っているわけですがけれども、草刈り機の刃がないんだとか、燃料費はどうするかとか、あるいはその他仕事はしているけれども、ジュークイの飲み物はどうするかとか、いろいろ使うべき需用費が出てきます。そういったものを自己負担でこれまではやっているようなことがございます。ですので先ほど議員もおっしゃっているとおりの、ボランティアができるだけしやすいようにといったようなことで今回新に予算措置をしたというようなことでもありますので、ご理解賜ればと思っております。いずれにせよボランティアして、そして自己負担までは、自分たちの財政、お金の負担まではさせないような策を取るというのが、議員もおっしゃるように環境としてはボランティアしやすいようないい環境になるのかなとこのように考えております。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 そういう細かい話じゃないんですね、私が申し上げているのは。要するに

ごみの収集、この間、漂着ごみの話もしましたけれども、繁茂している雑木等の、枝打ちの話もしましたけれども、その持ち運びができる、持ち込める施設等の充実を図っていただきたいというのが私の、この間の質問でありました。そういうジュウジチャーとかお菓子とかという問題ではなくて、そういう大きな視点で対応していただきたいということを重ね重ねお願い申し上げたいと思います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 それも含めてのお話です。要するにごみを収集する、そうしたら移動するために、運ぶために車の燃料も使うというようなことが出てきます。先ほど具志堅議員からもありましたけれども、いろんな意味で自由度を高めて、使いやすいような財政的な手当をする。それだけじゃなくて、今はもう夕市もなくなって、なかなかみんなが集まってお話する時間帯もないので、そういう作業などを通じて、また集落の方々のコミュニケーション、人々の和も深まるんだらうといったような付加価値の部分も考えております。いろんな部分、議員おっしゃるように総合的な判断の中でのお話でございます。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 36ページの上、商工総務費、補正減909万円ありますが、人件費だと思いますが、その内容と、あと40ページの港湾管理費、これも人件費だと思いますけれども、補正減の説明をお願いします。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 8番、具志堅議員にご説明いたします。

まず商工管理費、37ページ、これはおっしゃるとおり人件費でございます、商工費にしましては1名職員が減になったもので、あと職員の異動、職員に給与差がありますので、その異動によるものでございます。

40ページの港湾管理費につきましても、人件費によるものでございまして、人事異動に伴う職員間の給与差によるものでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 1名が異動、もう1名は退職されたんですか。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 8番、具志堅議員にご説明いたします。

今回は、一般会計、その他の特別会計、そして水道会計全てにおきまして、人事異動に伴う給与の差額を補正減、あるいは補正増をしているところでございます。今回、企画に関して1名減でございます。ほかのところにつきましては、1名が退職ございましたので1名は減になっているということでございます。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第56号 令和3年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第56号 令和3年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (午前11時04分)

再開します。

再 開 (午前11時11分)

日程第4. 議案第57号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第57号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第57号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第58号 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第58号 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第58号 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について

ては、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第59号 令和3年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第59号 令和3年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第59号 令和3年度本部町公共下水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第60号 令和3年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第60号 令和3年度本部町水道事業会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第60号 令和3年度本部町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第8．報告第2号、議案第61号 令和2年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第65号 令和2年度本部町水道事業会計決算認定についての5件については、決算審査特別委員会に付託してありました。その報告書が提出されております。

決算審査特別委員会委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会委員長 崎浜秀昭。

○ 決算審査特別委員会委員長 崎浜秀昭 報告第2号、令和3年9月21日、本部町議会議長松川秀清殿。決算審査特別委員会委員長 崎浜秀昭。決算審査特別委員会審査報告。本委員会に付託された議案第61号 令和2年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。議案第62号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。議案第63号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。議案第64号 令和2年度本部町公共下水

道特別会計歳入歳出決算認定について。議案第65号 令和2年度本部町水道事業会計決算認定については、本部町議会会議規則第77条の規定により別紙のとおり報告します。

審査結果を報告します。議案第61号 令和2年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定する。議案第62号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定する。議案第63号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定する。議案第64号 令和2年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定する。議案第65号、令和2年度本部町水道事業会計決算認定について、認定すべきものと決定する。以上、決算審査特別委員会審査結果報告とします。

○ 議長 松川秀清 議長を除く全員による決算審査特別委員会委員長の報告でした。よって質疑、討論を終結します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって質疑、討論を終結します。

これで報告第2号、決算審査特別委員会委員長による委員長報告は終わりました。

日程第9. 議案第61号 令和2年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第61号 令和2年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第61号 令和2年度本部町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第10. 議案第62号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第62号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第62号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第11. 議案第63号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第63号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第63号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第12. 議案第64号 令和2年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第64号 令和2年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第64号 令和2年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第13. 議案第65号 令和2年度本部町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

議案第65号 令和2年度本部町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第65号 令和2年度本部町水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

日程第14. 議案第66号 本部町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 改めて少し質疑を行いたいと思います。

こういった任命同意で質疑をするというのは、個人の問題もありますので、なかなかやりにくい、見方を見れば個人攻撃になってしまうようなおそれもあるので、こういう任命同意に関する質疑に対してはあまりやりたくないんですが、しかし、今回のこの教育委員会委員の任命同意に関しては、少し違和感を感じましたので教育委員会にお伺いしたいと思います。

今回委員に任命される方は、現在の本部小学校のPTA会長であるということ。これまでも保護者の方が教育委員になっているのがありました。しかし、今回いわゆる本部小学校の保護者、PTAですから、先生も合わせたその代表が教育委員会委員として任命するという形になりますが、本人も私は一緒にPTA活動をしていますのでよく分かりますし、人材的には何ら問題はありません。逆にこちらから推薦するような人物であります。しかし、今回の彼の今の立場で教育委員会として、これは町長がこの法律も変わりました、教育委員の任命は町長の任命同意になっていますので少しお伺いしたいのですが、もし実際、教育委員という立場になって彼のお子さんが、例えば事件、事故、いじめなどもあります。その当事者や加害者や被害者にもなり得るわけでありますが、そうなったときに教育委員としての中立的な立場というのは保てるかどうか

か。どうお考えですか、お伺いします。

○ 議長 松川秀清 教育長。

○ 教育長 知念正昭 この教育委員の任命に関しては、子供たちの保護者も必ず入れるということになっているわけです。だからPTA会長であろうがなかろうが、例えば自分たちの子供を、ある学校に送っている父兄でしたら、これはこの学校のひとつの立場に立つわけですから、それは全くPTA会長であろうと、保護者というのは同じじゃないかなと私は思っているんですけども、条件としてですね。そういうふうに考えています。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 確におっしゃるとおり、条件としては同じですが、これはしかし、任命する側からとして、もう少し考えていただかないといけないのは、これ2枚目に資料がございますよね。現在、本部町のPTA会長というのは、本部町のPTA連絡協議会の副会長でもあります。本部町PTA連絡協議会というのは本町から補助金を受けている団体なんです。こういった問題もあります。教育委員というのは、やはり教育長も交えながら、今後の本町の教育の在り方などをしっかりと協議しながら進めていく。いわゆる監督指導するような立場であるわけです。言い方が今正確かどうか分かりませんが、しかしそういった立場になるわけでありまして、確かに保護者でありますけれども、現在の立場で任命した本町役場、教育委員会としてはそういった影響、どういった影響があるかというのまで考えられたんですか、お伺いします。

○ 議長 松川秀清 教育長。

○ 教育長 知念正昭 この指名や候補に挙がる場合には、これはできないという項目が要するに兼職してはいけないとかあって、例えば地方教育行政の選挙管理委員とか、執行部になるものについては駄目なんです。細かく全部規定されていて、この中に学校のPTAとか役員が駄目だというような規定はないんですよ。だから当然、私らがこの地方教育行政の組織及び運営に関わる法律にはかからないということです。ただ、喜納議員がおっしゃるように指導、助言、援助する立場であることと、最適化というそういう話が出てくると思うんですけども、今のところこの教育委員会というのは学校との関係というのは指導、助言、援助ということで非常にある意味、管理全体を見はするんですけども、この委員というのが全体の合議制になっていますから、むしろ今このPTAの代表の方と学校との信頼関係というのはとてもあるわけですから、これを見ながら、こういうことも全部判断しながら想定してやるわけです。例えば学校の立場として、学校のPTA会長がいて、これは教育委員の顔であって、そこで学校の管理、指導とか、ああいったものになると学校としては非常に圧力を感じるなというものだとそういうことはできないけれども、全体の信頼関係とか、その人が本当に人物を見ているわけです、我々も。その人が学校とどういう関係にあって、そしてこの地域の教育とか子供たちとかああいったものに対して非常に前向きな姿勢があるし、そういう意味ではむしろ学校の状況や現状、そして学校の困っていることとか、あるいはまたこうしてほしいということをととても代表できるような立場になると思います。我々としてはですね。そういう禁止条項に引っかかりませんから、あとは個別な人物の

学校との関係とかというのを判断してもらったということですね、町長にはそういうふうな具申をしてですね、ということです。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 確かに何ら禁止条項やそれをやってはいけないというのに当たってはおりませんが、しかし、それらも全て含めて適切かどうかというのは、やはり人事や任命する場合にはしっかり図るべきであります。教育長がおっしゃるとおりメリットのほうが逆に多いと思えますよ、彼がこういった立場になるのは。しかし、それとじゃあ、この教育関係がいいからといって、今のこの現状や、何か周りに誤解を与えるような立場の中で教育にはいいからといって、それを全てすっ飛ばして、子供たちの教育のためにはいいからとして任命するのが、私はそれが本当に適切だったのかどうかという思いで今回質疑したんです。メリットはあると思えます、確かに。しかし、今回のなぜこういう立場で彼を任命したのかに対して、やはり最後は町長、教育長、もうすこしお考えになって任命していただきたかったという私の思いもありまして質疑させていただきました。最後に町長にお伺いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 見解の相違が多少あるかなと思っております。教育委員については、町の教育行政に対して率直に議論をしながら、よりよい教育の体制をつくっていくというふうな観点の中から、より広範な意見、特に現状のいわゆる保護者の立場というものも十分に意見を反映させていきたいというような、こういう思いがあります。そういう観点の中から人物としてとても任命に当たって、適切な判断だと、私はそういったふうに捉えております。なお、少し言いますと、教育行政の組織及び運営に関する法律の中でも任命に対する考え方というものが盛り込まれておりますけれども、一つは、政党に所属するものが半分以上いないことというようなことがあったり、あるいはまた破産手続だとか禁錮以上の刑だとかそういったものが禁止されているだけでございます。あと委員のうちに保護者であるものが含まれるように配慮しなければいけないといったようなことが明記されております。さらに年齢も若手から、比較的に年がいつている年齢層までいろんな年齢層にわたって配慮いただくと。性別の配慮もいただくと、そういったことが明記されておまして、私としては特にこういった時勢でありますので、保護者であり、かつ現場の中の意見というものを十分に反映できるような方だというような、そういう認識の中で任命しておりますので、任命をお願いいたしておりますので、そういったことでご理解を賜ればとこのように思っております。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第66号 本部町教育委員会委員の任命同意についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第66号 本部町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第67号 過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 議案第67号についてご説明いたします。

議案第67号 過疎地域持続的発展計画の策定について。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。令和3年9月14日提出、本部町長平良武康。

提案理由、令和3年4月1日付で過疎地域の持続的発展の支援に関する法律が施行されたことから、同法に基づいた事業を実施するため、本計画を策定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

これまで本部町は過疎地域自立促進特別措置法において過疎地域に指定されており、町の過疎計画に基づき各種施策を実施してきましたが、この法律が令和3年3月31日に施行期間満了のため失効となりました。それに伴い令和3年4月1日より、新に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、再度本部町が過疎地域に指定されたことから、今後の過疎対策事業を展開するために新たに過疎計画を策定することとなりました。なお、本部町は指定要件のうち昭和50年から平成27年度までの人口減少率、40年人口が0.23以上ということでありまして、本部町が0.24かつ平成29年度から令和元年度までの財力指数の平均が0.4以上ということで、本部町が0.33に該当しているため過疎地域に指定されております。

計画については、計画内容といたしましては次の12点の施策に分けてあります。現況と問題点、その対策、事業等について記載しております。計画書の中の16ページに移住・定住・地域間交流促進、人材育成、19ページに産業の振興、31ページに地域における情報化、33ページに交通施設の整備、交通手段の確保、39ページに生活環境の整備、45ページに子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、56ページに医療の確保、57ページに教育の振興、62ページに集落の整備、65ページに地域文化の振興等、66ページに再生可能エネルギーの利用の推進、67ページにその他地域の持続的発展に関し必要な事項が記載されております。また今回の過疎計画にはSDGsに関する記載も盛り込んでおり、過疎地域の持続的発展を目指す計画となっております。

あと参考資料として計画本務に記載している事業の内容や各年度ごとの概算事業費について記載しております。説明は以上です。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。質疑ありませんか。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 質疑いたします。

過疎地域持続的発展計画書を拝見いたしました。14ページのように、このようにSDGsのA

アイコンを記載したり、SDGsを意識した計画書の作り方というんですか、こういったものは恐らく初めてなのかなと推測しております。至る所に持続可能なというキーワードが用いられて、SDGsを意識されてつくられているということが分かりました。そこで今まである事業の中にSDGsのアイコンを当てはめたりしてつくられているかと思うんですが、66ページ、再生可能エネルギーの利用の推進というところで平成28年度に本部町地球温暖化対策実行計画をつくられているということなんですが、少し私からすると真新しくて、平成28年度にはこういった計画があるんだなという勉強もさせていただきました。実際、今このSDGsのアイコンを使って計画書も策定されて、具体的に一歩前に進んだところだと思うんですが、この再生可能エネルギーや持続可能なまちづくりに関して、ゼロエミッション宣言など、具体的なさらにSDGsを前に進める施策など、今後、この計画書では令和3年から令和7年度、5年間の計画になっているかと思えます。この計画の中で、もしくは今後将来的に町としてゼロエミッション宣言の表明をしていくそういった必要もあるのではないかと考えておりますが、ぜひ町長の見解をお伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 SDGsを強く意識して事業を組み込んでいるところもあるし、濃淡はありますけれども持続可能な地域社会づくりというのはこれまでも要所要所で事業立ての中で意識しながら展開しているところであります。ゼロエミッション、おっしゃるように我が町、そして地球規模で考えていかなければいけないようなこんな課題だともう思っております。今回の議会の中でもいろんな議論がございましたけれども、環境に係るですね、ありましたけれども、生活のいろんな部分の中で再生エネルギーもそうですし、またこの生活の中で使っている生活必需品についてもできるだけ循環型の視点を持ちながら、今後は生活の在り方を考えなければいけないとこのように思っております。これまで利便性だけを我々追及して、これまでの生活を支えてきたわけですが、これからはこの利便性だけじゃなくて、多少手間がかかったり、不便であったりということもあるかもしれませんけれども、やはりこれから次の世代、そして次の次の世代まで、地球そのものが持続できるような体系を考えたときに、やはりそれは循環型のいわゆる限りなくゼロエミッションに近いようなことというものを個人個人でも考えながら、また徐々にでもありますけれども、そういった意識を醸成していくような策を考えていくべきだなとこのように考えております。抽象的な話になりましたけれども、一挙にはいきませんので、しっかりとその辺は時間をかけながらその策を考えていきたいなとこのように考えます。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 私も66ページの再生可能エネルギーの利用の推進についてを質疑させていただきます。

町長の先ほどの答弁のように、時間をかけてどういったことがあるかゆっくり検討しながら進めていきたいということでした。やはり温暖化問題が出てきて、日本の国も2050年にはCO<sub>2</sub>排出ゼロを目指すということで、代替エネルギーは次に何が来るのかと、それがはっきりしないう

ちに再生可能エネルギーということが結構取り沙汰されてきているんですけども、エネルギーの安定供給の面から見て、この自然任せというのが非常にどうかなというところもありまして、そこら辺を安定供給、そういったものも考えなければいけないということと、あとコストがどれぐらいかかるのか。これを太陽光発電とか風力とか設置したときにコストがどれぐらいかかるのか。そしてコストに見合った利益があるのか、そういったものがまだはっきりと示されていないところがあると思うんです。だからこれを実施するときには一気に大量予算投入という形ではなくて、結果を見るという意味で少し試験的にやって、それが持続可能かどうか。太陽光発電だったら風雨にさらされて、沖縄では台風とか塩害とかそういったものがありますので、そういったものでどういう状況が来るのか。私が言いたいのは、規模的に一気にやるのは、予算の大量投入するのはちょっと考えながらやったほうがいいんじゃないかというところがございます。そういったところでこの策定ですね、計画の策定において、やはり言っていることは分かりますけれども、住民個々において判断はよいと思うんですが、公共施設でもってこの導入は慎重を期さなければいけないという考えなんです、そこら辺はいかがでしょうか。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 10番、崎浜議員にご説明いたします。

企画商工観光課長からありましたように、本町も計画を立てましてパリ協定から始まっている地球温暖化に関しまして削減に努めようということで具体的に数値目標を持って今行っているところがございます。令和2年度におきましては計画よりも若干電気料の排出が多かったということも結果が出ているところがございます。その大きな要因としましては、下水道施設の浄化センターの機械が大分ふるうございまして、その電力が大きかった。あるいは燃料を使うのが大きかったというのがございます。それで目標に向かってできるだけエネルギーを削減していこうと、あるいは自然エネルギーを使うということで、崎浜議員からありましたように1回でたくさんやるのではなくて徐々にということでもございました。そのように今はLED化、今回社会福祉協議会の全施設をLED化に替えます。既に先行して試験的に渡久地保育所等をやっているところでもございまして、今回は社会福祉協議会、そして太陽光につきましても民間を活用いたしましてということで学校の屋上に太陽光を設置するということを事業立ててやっているところでもございまして、徐々に本町の計画に基づいて自然エネルギーを使おうということで、徐々にではありますけれども進めているところではあります。以上です。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 徐々にということでも理解しました。けどこれは新しく取り入れていくことですので、先行してこれを行っているところ、そういったところに調査したことがありますでしょうか。そして利益がどれぐらいあって、コスト、修理費とか、大体四、五年は見ないといけないんじゃないかと思うんですが、そういった年数経過しているところ。成果は調査したことがありますでしょうか。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 崎浜議員にご説明をいたします。

調査は、具体的には施設を造るときにはそれぞれ担当が調査をします。その中でどのような電力がいいかということでやりますけれども、例えば庁舎を造る際に太陽光の調査をしました。南部のある市を現地調査等をしましたけれども、ある市では効果が非常に厳しいと。維持管理のほうで費用がかかるということで本町は太陽光を庁舎で独自で置くというのは断念した経緯がございますので、それぞれの施設を造る際、あるいは今回みたいにLEDに替える際は、当然その担当のほうで、担当課のほうで調査を行って、一番経費が安くなるよう、そして将来的にもランニングコストが安くなるよう、そしてSDGsの計画に基づいての選定をするということで、各事業事業で調査を行うということでございます。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 またしっかり調査をして、これが持続可能なものなのかどうか、しっかり見極めることも大切かと思っておりますので、そこら辺は十分念頭に置いて進めていただきたいと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 計画書の13ページ、基本目標として令和7年度までに1万3,426人という人口に関する目標を立てていますが、この人口の数字のどこから1万3,426人という数字にしたのか根拠。

6ページには令和2年に改定されました本部町の人口ビジョンというのを我々はもう既に前回立てましたが、そのビジョンには推定値が令和7年1万2,758人なんです。基本目標を立てるに至って、人口を減らして目標を立てるわけにはいかないということもありますが、なぜこの数字になったのかという根拠をお伺いしたい。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休憩（午前11時59分）  
再開します。 再開（午後1時30分）

午前の喜納政樹議員の質疑に対する答弁を求めます。企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 13番、喜納議員の質疑にお答えいたします。

13ページの人口に関する目標数値の根拠はということでもありますけれども、数値根拠が第2期本部町まちづくりのしごと創生総合戦略の人口ビジョン、目指すべき社会が実現した場合の人口将来展望を根拠に目標数値を設定してあります。

あと6ページの将来推計人口と違うということでもあります。この将来推計についてですけれども、国立社会保障人口問題研究所の数字を当て込んでいる状況であります。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 それではこの本部町人口ビジョンというのは抜いたほうがいいですね。人口ビジョンの数字だと思いますからね。本町の人口ビジョンの推計人口は令和7年の人口であると。1万3,426人になるということでありました。この基準値である令和2年の1万2,543人も恐らくその人口ビジョンの推定値なのか。でなければおかしいと思うんですが、今日8月31日現在

の人口が1万3,121人なんですね。そこら辺のいわゆる人口が何名いるというのは大事なことですから、これは明確に計画段階の策定事業、計画の中でもしっかりとさせていただきたいと思うんですが、実際私が言っていることは当たっていますか。令和2年、去年ですよ。1万2,543人になっていますけれども。これはいかがですか。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩（午後1時33分）  
再開します。 再 開（午後1時34分）  
企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 答えいたします。  
基準値、令和2年度に関しての数字は国勢調査の数字を入れてあります。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 休憩をお願いします。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩（午後1時34分）  
再開します。 再 開（午後1時35分）  
13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 その数字というのはしっかり曖昧にせずにですね、これに間違いは決してないと思いますので、これをまた検証して、下に書いてあるとおり、達成状況の評価や検証をするわけですから、それはしっかりしていただきたいと思ひますし、我々も常に人口の数字というのは追いかけていかなければならないわけですから、そこら辺をしっかりと、曖昧なものがないように、あと表記に関してもしていただきたいと思ひます。大まかな過疎地域の持続的発展計画書はもう恐らく最後になるのではないかという、5年の計画と私は考えているんですが、こういった中で我々が目指さなければならないのは過疎地域からの脱却であります。それを大義名分としてこの計画をしていくわけですから、行政的な、例えば形の中で過疎債とかいろいろありますが、そういうのは置いておいて、過疎地域脱却に関してのこの5年間、どのように進めていくかというのを町長最後に見解をお伺いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 当初は、今年卒業なのかなといったようなことを考えておりましたけれども、何とか人口減少の部分じゃなくて、何とか理屈をつけていただいて、財力指数の観点の中から過疎地域に指定されるという、議員ご承知のとおりそういったことに立ち至ったんですけれども、当面は各種事業などもございますので、過疎債をフルにまずは活用して、そして言うところの定住条件の整備、定住条件といっても様々なことがありますけれども、それは特に少子高齢化対策の中で子供を産み、育てやすいような環境づくりというものが一番じゃないだろうかと思っております。そのためにご存じのとおり子ども・子育て育成基金もこしらえながら、よその地域に劣らないような子育てに対する支援というものを考えているところであります。大まかな数字ですけれども、180名から200名の方々が天命下ってあの世に旅立つ、仕方がない。80名、100名、多いときには120名が生まれる。自然減というものが根本的には横たわっているわけですから、

そういった部分の中ではやはり子育て環境をいろんな部分の中から編み出す、生み出す、つくり出していくということが一番重要なことじゃないかと思っています。そしてあと一つは、移住の部分でも、移住者がしっかりこの町になじめるような条件など、いろんな部分の中でそういった環境も整備する必要があるのかなと思っています。いずれにせよ、この少子化の対策、それから日本全国に横たわっている地方の過疎対策というのはある意味では一市町村だけではどうもこうもならない部分もありまして、広くはまた国家戦略としてそのような課題を我が国はもち抱えているわけですから、いろんな場面の中から国や県にも課題、問題提起をしながら、そして自らやらなければいけない部分については努力していくというようなことに尽きるんだらうとこのように考えております。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第67号 過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第67号 過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第68号 本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民課課税班長。

○ 住民課課税班長 玉城 慎 議案第68号 本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和3年9月14日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、令和3年3月31日に過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、新過疎法による固定資産税の課税免除に伴う減収補てんの特例措置の対象についても、条例に基づく課税免除の対象とするため、条例を改正する必要がある。これが、この議案を提案する理由である。

次のページをお開きください。1ページと2ページは改正文となっており、3ページと4ページは新旧対照表となっています。改正の主な内容については5ページで説明いたします。

改正概要、令和3年3月31日に失効した旧過疎法に代わり、新過疎法が制定されましたが、旧過疎法における減収補填の特例措置も新過疎法に引き継がれるとともに、その対象が拡充される

こととなりました。本町における固定資産税の課税免除について、その対象が新過疎法による減収補填の特例措置の対象と同一となるよう要件の見直しを行います。

改正内容について、下の表で、左側が改正前の条例、右側が改正後の条例となっています。対象産業について、新たに情報サービス業等が追加されました。対象となる設備投資についても新設、増設のみが対象でしたが、「取得又は製造若しくは建物」というふうに記載が変更となっています。適用期間についても令和6年3月31日まで3年間延長となりました。取得価格の要件について、改正前の条例では取得価格の合計額が2,700万円以上を超えるものとなっていました。今回、業種、資本金の額に応じて製造業、旅館業は資本金5,000万円以下である場合500万円以上の取得価格、5,000万円から1億円以下の場合は1,000万円、1億円超えは2,000万円の取得価格となっています。情報サービス業等、農林水産物販売業については500万円の取得価格となっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第68号 本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第68号 本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 選挙第3号 本部町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法については指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に字健堅の我部政寿君、字谷茶の喜屋武隆男君、字渡久地の島田吉浩君、字大堂の桃原清吉君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選者と定めることに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました字健堅の我部政寿君、字谷茶の喜屋武隆男君、字渡久地の島田吉浩君、字大堂の桃原清吉君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第18. 選挙第5号 本部町選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法については指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会補充委員に字伊豆味の伊佐常治君、字野原の島袋重則君、字大浜の崎浜秀茂君、字瀬底の宮城達彦君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員補充員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました字伊豆味の伊佐常治君、字野原の島袋重則君、字大浜の崎浜秀茂君、字瀬底の宮城達彦君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

日程第19. 意見書第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純 意見書第2号、令和3年9月21日。本部町議会議長 松川秀清殿。提出者、本部町議会議員 座間味栄純、賛成者、本部町議会議員 伊良波 勤、賛成者、本部町議会議員 崎浜秀昭。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方

税財源の充実が不可欠である。よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記、1から5までは朗読を控えます。お目通しのほどをよろしく願います。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和3年9月21日、沖縄県本部町議会。宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。以上です。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。意見書第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。意見書第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 意見書第3号 「日台関係基本法」制定を求める意見書を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 意見書第3号、令和3年9月21日。本部町議会議長 松川秀清殿。「日台関係基本法」制定を求める意見書。提出者、本部町議会議員 崎浜秀昭、賛同者、本部町議会議員 伊良波 勤、賛同者、本部町議会議員 真部卓也。以上の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

「日台関係基本法」制定を求める意見書。1972年9月29日、日中の国交正常化に伴い、我が国は台湾との国交を断絶しました。台湾との国交断絶以来、日本と台湾関係には法的根拠が存在しなくなり、そのため現在では、日本側は外務省と経済産業省所管の民間機関である「日本台湾交流協会」を、台湾側は外交部所管の「台湾日本関係協会」をそれぞれの窓口として経済、社会、文化などの分野における「非政府間の実務関係」を続けている。日台関係は一切の法的裏付けがないという不安定さの中でかろうじて民間による「実務関係」を維持している現状です。このような事態を防止するには、我が国においても、経済分野、災害救助分野、安全保障分野、環境分野において台湾と緊密な連携を図る法的根拠となる「日台関係基本法」の整備は急務となっています。特に、安全保障面においては、隣国による台湾併合のための武力行使が行われたならば、台湾と我が国の与那国島は約110キロという近距離に位置し、八重山諸島及び沖縄全域にも影響が及ぶ恐れがあり、我が国の防衛問題と直結している。台湾は、自由、民主、人権、法治といった基本的価値観を我が国と共有しており、台湾との交流は、我が国において重要な国益であるこ

とから「日台関係基本法」の制定を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和3年9月21日、沖縄県本部町議会。宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣。以上です。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 それでは今回提出された意見書に関し、質疑を行いたいと思います。

まず前提として、恐らくここにいる議員ほとんどは、町民も含めて台湾というのは身近な隣国であり、国として認識しているというのが現実的な共有する部分だとは思いますが、ですので、こういった形でこのような意見書が出されたことは私としては残念でありますので、何点かお伺いしていきたいと思います。

まずは、この意見書に関してですが、意見書の地方自治法第99条の規定により、意見書を提出すると。我々はその規定によって意見書を提出しているんですが、この意見書に関してはその規定に基づいてのものではありません。地方自治法第99条というのは、普通地方公共団体の議会では当該普通地域、普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政省庁に提出することができると規定されております。この意見書のどこに本町の公益に関する事件があるのかをお伺いします。

2点目、我々議員の権利として、所定の賛成者がいれば意見書を提出する権利はございます。しかし今回のこの意見書が正式な形で我々の手元に届いたのは本日であります。中身の精査もできないままのような議論をして賛否を問うのでありまじょうか。なぜ最終日にこの意見書を提出する流れとなったのかをお伺いいたします。

3点目、この日台関係基本法制定というのは、崎浜議員が推薦を受けているある政党の外交政策の一つだと私は認識しておりますが、それに間違いはありませんか。この3点をお伺いします。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 まず、1番目からお答えします。

本町として地方自治法第99条に当たるかどうかということなんですが、この意見書にもありますように、もしそこで有事が起こったときには与那国、八重山諸島、尖閣、沖縄とその流れが予想されるということで、沖縄県全体に関わってくる可能性があるということにおいては、我が本部町もその中に入っておりますので、だから大きな観点から見たときには別に問題はないと思っております。

2点目は、すみませんもう一度、すみません、休憩をお願いします。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩（午後2時02分）

再開します。

再 開（午後2時03分）

10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 これは今日提出したのではなくて、先週に一応提出しております。事務局から提出がなかったのか分かりませんが、今日直接出したものではありません。2点目は以上です。

3点目、私の所属する政党ということですか、そういったことは全く関係がありません。私の個人的な見解でございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 まずは1つ目の回答に関してですが、そういう言い方をするのであれば、全てこじつけられますので、これはいかがなものかと思えます。先ほども申し上げましたとおり、本町の公益に関する事など一つもないと言わざるを得ません。そもそも規定やルールを守らない、主義主張だけを通そうとするこの意見書を可決するわけにはいかないというのが私の率直な意見でございます。崎浜議員からの返答を受けての私の意見でございます。

2点目の回答に関する私の答えなんですが、本当の意味でこの意見書を崎浜議員が全会一致で可決を望むのであれば、我々議会議員全議員に説明があつてしかるべきだったと私は思います。先ほどペーパーは事務局にお預けしたとありましたが、我々は正式な形で説明も受けておりませんし、そのペーパーが我々の手元に来てどう議論すればいいかということになります。本当にこの意見書を通したいのであれば、しっかりと我々に説明するべきであり、一部の議員だけではなく、全議員に説明するのが言論の府として、地方議会の立場にある我々の責任ではないかと私は思います。

3点目、先ほど明確に所属するとは言っておりません。推薦を受けているという政党と言いましたので、それは私のほうで言うておきます。そういうことであれば、我々本部町議会がすべき意見書として可決するのは、一政党の外交政策を本町議会の議決機関である本部町議会で見解書をまとめて議決し、国、関係省庁などへ提出することはあつてはならないという私の考えでありましたので、それは私の考えとして今言うておきます。私の質疑は以上であります。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 先ほどの1番のことについて説明します。

これは見解の相違というところがありまして、やはりこれは本部町にも関係するということは私も考えております。そういうことで十分これを提出する意義があるということです。

説明ですが、そこは今日の議会の中でもできていることだし、言っている内容が理解できないということはないと思うんですね。そこで皆様に問うているわけですけども、やはり時代が大きく変化していく中で、私たちはそういった身近なことにおいてこれは出してはいけないという、そういった思いもあつて皆さんに問うているわけでありまして。

これは私は、一政党の推薦は受けておりません。だからそういったところにおいては、一つの政党のどうのこうの、関係があるかとか、そういったことは全く関係ないということはここでははっきりと申し述べておきたいと思えます。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

休 憩 (午後2時08分)

再開します。

再 開 (午後2時10分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許可します。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 反対の立場から討論いたします。

まず初めに、最近の出来事として7月23日の東京オリンピックの開会式での国名紹介の際、日本人アナウンサーがチャイニーズタイペイではなく、「台湾です」とはっきりと紹介した一言は強烈なインパクトともに、感動を呼んだワンシーンでありました。私自身も感動した一人であったということは付け加えておきます。

さて、この意見書の2段目に、「特に」から始まる文章がございます。安全保障面において台湾と与那国の距離が110キロと近距離にあり、台湾併合に伴う武力行使が行われた場合には、我が国の防衛問題と直結するという趣旨だと思います。なぜ今、本部町議会において安全保障は防衛問題に関する内容を取り上げるのか。意見書のタイミングや内容などにおいてもまだ疑問点があり、本町にとってそのことがどれだけ直接的な公益につながるのか。この日台関係基本法なるものについて、まだ分からないことが多く、私にとっては日台関係や台湾情勢についてまだ別次元の問題であることから、今は賛成するだけの理由が見当たらず、反対の討論といたします。以上です。

○ 議長 松川秀清 次に賛成討論の発言を許可します。6番 真部卓也議員。

○ 6番 真部卓也 賛成の立場から討論いたします。

いろいろ今、質疑や反対討論も聞きました。本当に大きなものだとは思っていますが、やはり私も崎浜議員がおっしゃったように、やはり有事になった際に、沖縄がまた巻き込まれるんじゃないかという観点から、有事にならないためにも政府に働きかけをしてもらいたいという思いから賛成の討論といたします。

○ 議長 松川秀清 反対討論も出ましたので、これから意見書を採決します。この採決は起立によって行います。

この意見書に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

賛成多数です。よってこの意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 意見書第5号 赤土等から自然環境や生活を守る対策の強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 意見書第5号、令和3年9月21日。本部町議会議長 松川秀清殿。提出者、本部町議会議員 具志堅 勉、賛成者、本部町議会議員 崎浜秀昭、同じく賛成者、本部町議会議員 伊良波 勤。赤土等から自然環境や生活を守る対策の強化を求める意見書の提出について。上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。次のページをお願いします。

赤土等から自然環境や生活を守る対策の強化を求める意見書。本町はまちづくりの将来像として「太陽と海と緑・観光文化のまち」を掲げており、本町沿岸部では海洋レジャーのほかマグロ養殖やモズク養殖等の水産業も盛んに行われています。しかし、近年、開発等による事業行為が増加し、流出した赤土により海域及び陸域が汚され自然環境、観光産業及び水産業、農業に悪影響が生ずるなど、大きな問題となっています。本町議会では、議題として何度も議論が行われており、著しく赤土が流出している現場において、令和2年度3月議会で現場踏査も行いました。

「次の世代を担う子供たちに、豊かな自然を残す」ことは町の大きな役割であります。赤土流出防止対策につきましては「沖縄県赤土等流出防止条例」に基づき、沖縄県北部保健所から事業行為者に対し助言・指導が行われております。しかし、実効性の観点から赤土等流出防止条例第2条にある定義には限界があり、時代にあった赤土流出防止対策を行うよう町民から強い要望が寄せられており、本部町長も、沖縄県環境部長に要請をしていますが議会としても看過できないことがあるので下記事項が速やかに実現されるよう強く要請します。

記、1. 現行の指導体制による赤土等流出防止対策の実効性について検証を行うこと。2. 現行の沖縄県赤土流出防止条例第2条にある定義について再検討し、実効性の強化を行うこと。3. 持続可能な沖縄県の自然環境保護の充実を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和3年9月21日、沖縄県本部町議会。宛先、沖縄県知事、沖縄県議会議長。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。意見書第5号 赤土等から自然環境や生活を守る対策の強化を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。意見書第5号 赤土等から自然環境や生活を守る対策の強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第9回本部町議会議定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

これで会議を閉じます。

令和3年第9回本部町議会定例会を閉会します。

閉会（午後2時23分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 松 川 秀 清

本部町議会議員 座間味 栄 純

本部町議会議員 喜 納 政 樹